職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第18－４号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（規則第18－１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（委員会に対する苦情相談） **第２条**　職員は、委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。 (1)　（略） (2)　法第22条の４第１項の規定による採用に関する苦情相談 ２　（略） （記録の作成等） **第５条**　事務局職員は、事案ごとにその概要及び処理状況についての記録を作成し、毎年、苦情相談の概要を委員会に報告しなければならない。	（委員会に対する苦情相談） **第２条**　職員は、委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。 (1)　（略） (2)　法第28条の４又は第28条の５の規定に基づく採用に関する苦情相談 ２　（略） （記録の作成等） **第５条**　事務局職員は、事案ごとにその概要及び処理状況についての記録を作成し、委員会に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による採用は、この規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第２条第１項第２号に規定する法第22条の４第１項の規定による採用とみなして、同項の規定を適用する。